

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



税制改正大綱 (法人編)

平成21年12月22日、平成22年度税制改正大綱が発表されました。今回その中で法人(法人税)に関する主要な改正点についてご紹介いたします。なお、今後修正等が入る可能性がありますので、その点はご了承ください。

1、資本に係る取引等にかかる税制(法人税関係)

(1) グループ内取引等にかかる税制

① グループ内の法人間の資産の譲渡取引等 ② グループ内の内国法人間で一定の資産の移転(非適格合併による移転を含む)を行ったことにより生じた譲渡損益は繰り延べられ、その資産をそのグループ外へ移転等させた時に、その移転を行った法人において譲渡損益が計上されることとなります。

③ 100%グループ内の法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とされる。④ 100%グループ内の内国法人間の現物配当(みなし配当を含みます)について、組織再編税制の一種として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。この場合、源泉徴収等は行われません。

また、100%グループ内の内国法人からの受取配当について損金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととなります。⑤ 中小企業向け特例措置の法人の100%子法人に対する適用

資本金の額が1億円以下で、かつ、100%グループの法人に該当する場合は、資本金の額が1億円以上の法人にかかる各種優遇制度については、資本金の額が1億円以上の法人の100%子法人に適用する。また、100%グループの法人に該当する場合は、資本金の額が1億円以上の法人の100%子法人に適用する。また、100%グループの法人に該当する場合は、資本金の額が1億円以上の法人の100%子法人に適用する。

引等にかかる税制

④ みなし配当の際の譲渡損益 ⑤ みなし配当制度について以下の改正が行われます。

(イ) 100%グループ内の内国法人の株式を等分する場合には、その譲渡損益を計上しない。

(ロ) 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国会社配当益金不算入制度を含む)を適用しない。

(ハ) 抱合株式については、譲渡損益を計上しない。

⑥ 清算所得課税 清算所得課税が廃止され、通常の所得課税に移行されます。

⑦ その他 受取配当の益金不算入制度について、負債利子控除額を計算する際の簡便法が廃止されます。

⑧ 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与

の損金不算入制度(法人税関係)

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度は、廃止されます。一方で、特殊支配同族会社の役員給与にかかる課税のあり方については、いわゆる「三重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「三重控除」の問題を解消するための抜本的措置が平成23年度税制改正で講じられる予定です。

小谷野幹雄 (こやの・みきお) 公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA 早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サーピス業務についてISO9001の認証を受ける。 ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

(1) 事業者免税点制度の見直し

次の期間(簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く)中に、調整対象固定資産(※)を取得した場合、当該取得があった課税期間を含む3年間は、引当事業者者免税点制度を適用しないこととされます。※棚卸資産以外の資産で100万円(税抜き)以上のもの

① 課税事業者を選択することにより、事業者者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間(2年間)。

② 資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間(2年間)。

③ 簡易課税制度の適用の見直し 前記(1)により、引き続き事業者者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないこととされます。

Table with columns: 東京、マザーズ, 大阪、名古屋、ヘラクレス, 東京、外国銘柄、札幌、福岡, JASDAQ. Rows show dates for 2008 and 2009.

\*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。